

平成 12 年 3 月 29 日

## モデル「指定介護老人福祉施設」重要事項説明書

全社協「福祉サービスの契約及び情報提供のあり方に関する検討会」

当施設は介護保険の指定を受けています。  
(〇〇県指定 第〇〇号)

当施設はご契約者に対して指定介護福祉施設サービスを提供します。施設の概要や提供されるサービスの内容、契約上ご注意いただきたいことを次の通り説明します。

※当施設への入所は、原則として要介護認定の結果「要介護」と認定された方が対象となります。要介護認定をまだ受けていない方でも入所は可能です。

### ◆◆目次◆◆

1. 施設経営法人	1
2. ご利用施設	2
3. 居室の概要	2
4. 職員の配置状況	3
5. 当施設が提供するサービスと利用料金	4
6. 施設を退所していただく場合（契約の終了について）	8
7. 残置物引取人	10
8. 苦情の受付について	10

### 1. 施設経営法人

- (1) 法人名 社会福祉法人 〇〇〇〇〇会  
(2) 法人所在地 〇〇県××市△△町◇丁目▽番地  
(3) 電話番号 〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇  
(4) 代表者氏名 理事長 〇〇 〇〇  
(5) 設立年月 昭和〇年〇月〇日

平成 12 年 3 月 29 日

## モデル「指定介護老人福祉施設」入所契約書

全社協「福祉サービスの契約及び情報提供のあり方に関する検討会」

### ◇◆目次◆◇

#### 第一章 総則

- 第 1 条 (契約の目的)
- 第 2 条 (施設サービス計画の決定・変更)
- 第 3 条 (介護保険給付対象サービス)
- 第 4 条 (介護保険給付対象外のサービス)

#### 第二章 サービスの利用と料金の支払い

- 第 5 条 (サービス利用料金の支払い)
- 第 6 条 (利用料金の変更)

#### 第三章 事業者の義務等

- 第 7 条 (事業者及びサービス従事者の義務)
- 第 8 条 (守秘義務等)

#### 第四章 契約者の義務

- 第 9 条 (契約者の施設利用上の注意義務等)

#### 第五章 損害賠償 (事業者の義務違反)

- 第 10 条 (損害賠償責任)
- 第 11 条 (損害賠償がなされない場合)
- 第 12 条 (事業者の責任によらない事由によるサービスの実施不能)

#### 第六章 契約の終了

- 第 13 条 (契約の終了事由)
- 第 14 条 (契約者からの中途解約等)
- 第 15 条 (契約者からの契約解除)
- 第 16 条 (事業者からの契約解除)
- 第 17 条 (契約の終了に伴う援助)
- 第 18 条 (契約者の入院に係る取り扱い)
- 第 19 条 (居室の明け渡し—精算—)
- 第 20 条 (残置物の引取等)
- 第 21 条 (一時外泊)

#### 第七章 その他

- 第 22 条 (苦情処理)
- 第 23 条 (協議事項)

平成 12 年 3 月 29 日

## モデル「指定介護老人福祉施設」入所契約書（三者契約）

全社協「福祉サービスの契約及び情報提供のあり方に関する検討会」

### ◇◆目次◆◇

<b>第一章 総則</b>	<b>第六章 契約の終了</b>
第 1 条（契約の目的）	第 14 条（契約の終了事由）
第 2 条（施設サービス計画の決定・変更）	第 15 条（契約者からの中途解約等）
第 3 条（介護保険給付対象サービス）	第 16 条（契約者からの契約解除）
第 4 条（介護保険給付対象外のサービス）	第 17 条（事業者からの契約解除）
第 5 条（利用者等への説明）	第 18 条（契約の終了に伴う援助）
<b>第二章 サービスの利用と料金の支払い</b>	第 19 条（契約者の入院に係る取り扱い）
第 6 条（サービス利用料金の支払い）	第 20 条（居室の明け渡し—精算—）
第 7 条（利用料金の変更）	第 21 条（残置物の引取等）
<b>第三章 事業者の義務等</b>	第 22 条（一時外泊）
第 8 条（事業者及びサービス従事者の義務）	<b>第七章 その他</b>
第 9 条（守秘義務等）	第 23 条（苦情処理）
<b>第四章 契約者及び利用者の義務</b>	第 24 条（協議事項）
第 10 条（利用者の施設利用上の注意義務等）	
<b>第五章 損害賠償（事業者の義務違反）</b>	
第 11 条（損害賠償責任）	
第 12 条（損害賠償がなされない場合）	
第 13 条（事業者の責任によらない事由によるサービスの実施不能）	